

昭和50年10月9日第三種郵便物認可・毎月1回1日発行

ISSN 0582-4419

# 政策資料

No.231

《復刊126号》  
1985年12月1日

巻頭言 久保亘 ..... 1

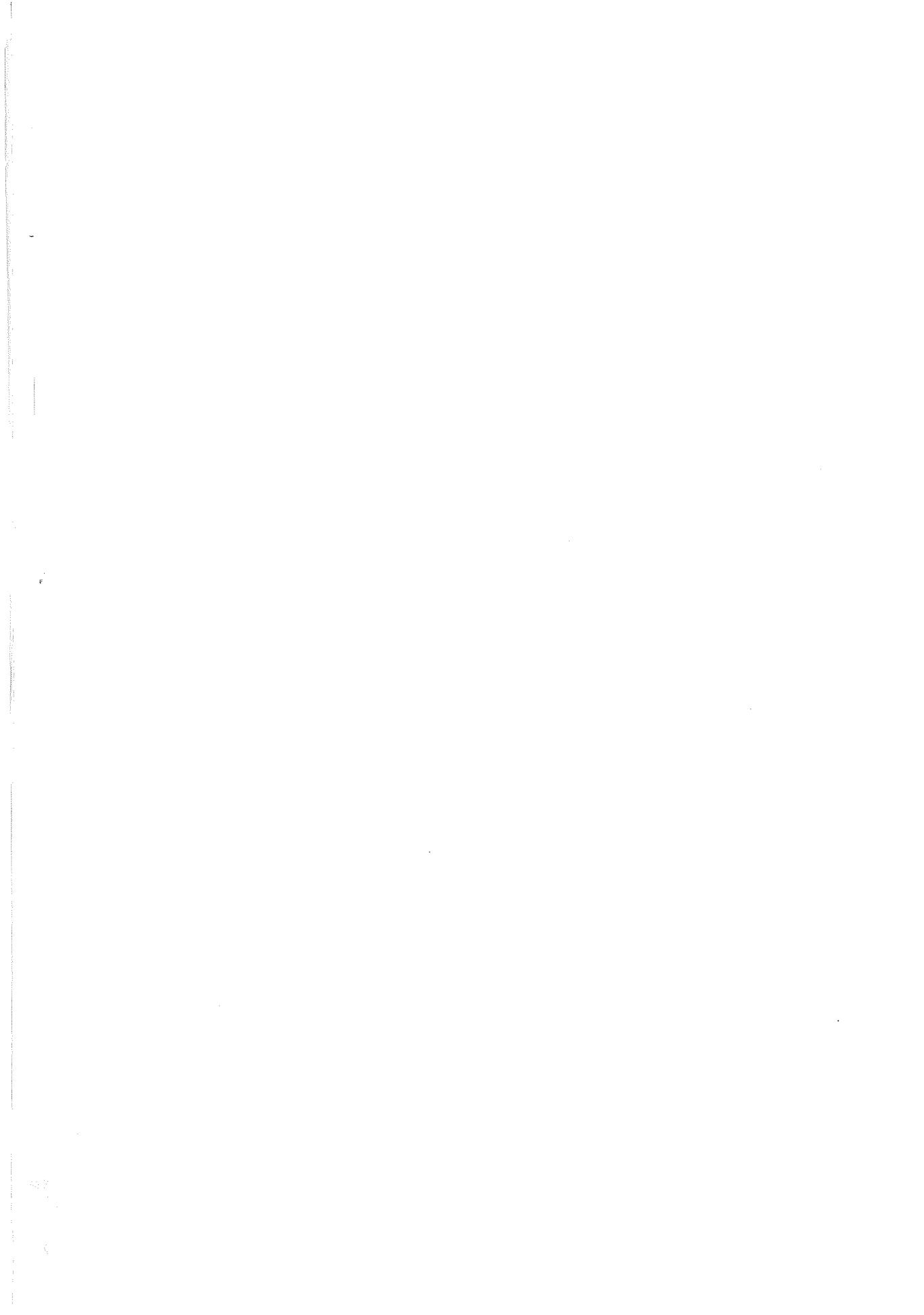
## 特 集

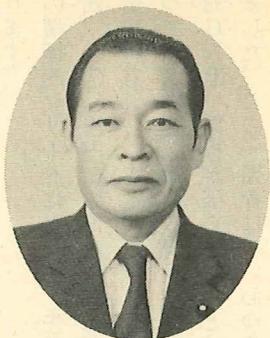
- 第103回臨時国会における代表質問——  
田辺書記長 ..... 2
- 国鉄再建についての具体策 ..... 7
- 共済年金四法案審議にあたっての問題点:12
- 1986年度(昭和61年度)予算編成に  
関する第二次要求書 ..... 16

## 資 料

- 生協運動の意義と当面の対策  
(第1次案) ..... 24
- すこやかに老いを迎えるまちづくり  
その第一歩にむけた提案(案) ..... 30

日本社会党政策審議会





## 戦後政治を 総決算させないために

久保亘

政策担当中央執行委員

は、教育基本法の精神にもとづいて審議することになつてはいたはずなのに、審議会が教育基本法の解釈を審議すると言い出す始末である。戦後政治を、こんな政治家に総決算されてしまつてからではもう遅い。

核戦略の有効・優位性を意義づけようとしている。

それだけではない。民主主義と人権主義を高らかに宣伝する舌の中曾根の乾わかぬ中に、納税者である国民の知る自由、表現する自由を国家の名の下にスパイとして死刑を含む抑圧で奪いとろうと考えている。

域に達する。大幅減税先行を華々しく打ち上げ、問いつめられると減税検討の先行で、実施は増税と同額同時と平氣で言つてのける。

だから、G.N.P. 1% 枠など反古にした中期防衛力整備計画を政府決定しておきながら、国会で追及されると来年度は 1% 枠を守るといつてごまかしてしまう。こんな

政治家が率いる政権をこれ以上許しておけば、日本国憲法は実質的に変えられてしまうだろう。彼は、憲法も教育基本法も解釈は俺が決める」と豪語しているのだから。

そして、議会制民主主義を否定する御用審議会の乱用で、どんどん世論をつくり上げてしまう。御用審議会の一つ臨時教育審議会

「平和と自由、民主主義と人権主義にもとづく人類至高の価値をあらわす憲法を制定して国連に加盟した。」これは、国連四〇周年記念総会における中曾根首相の演説の冒頭の一節である。戦後一貫して、日本国憲法を占領憲法とかマツカーサー憲法と呼び、この憲法を改めて第三憲政の時代をつくることを使命と考えつづけている政治家中曾根の言葉としては驚くほかはない。

非核三原則は国是と説く中曾根首相は、日本の国会でアメリカの核の傘に入つて、核の恐怖の均衡の下にわが国の安全を守るといふ。したがつて、核の検証を求める気もないし、求めないとこころに

この日本を代表する政治家の二枚舌は、選挙戦術に至つて曲芸の

拝したという首相が、東京裁判の評価をさせて太平洋戦争の責任をあいまいにしながら、巧みな演出で戦争の準備に狂奔する軍国主義を国民に支持させようとしている。

（くばわたる・参議院議員）

は、教育基本法の精神にもとづいて審議することになつてはいたはずなのに、審議会が教育基本法の解釈を審議すると言い出す始末である。戦後政治を、こんな政治家に総決算されてしまつてからではもう遅い。

ニュー社会党が、新しい綱領となる新宣言を採択して、国民に政権をめざす決意と能力を訴えようとしているのは、民主主義の今日的危機に対する政党の当然の使命である。連合政権は、日本国憲法の理念で合意し、民主的改革での政策上の一定の一一致があれば、その機会を逃してはならない。そのため、連合の在り方はフリーハンドにしておいた方がよい。イギリス労働党のニール・キノックは「政党にとって理念を追求することは大事だが、それよりも重要なことは、理念を実現するために政権をとることだ。」といった。

中曾根政治を総決算する道は、政府に文句をつけるだけでなく、自ら政権に近づくことである。

# 特集

## 第一〇三回臨時国会における代表質問

日本社会党・護憲共同 田邊誠

私は日本社会党・護憲共同を代表し、わが国が当面する重点的政治課題について中曾根総理に質問を行ないます。

質問に先立ち、過日の日本航空の事故により亡くなられた方々とその遺族の皆様に、哀悼のまことを捧げ、負傷された方々に心からお見舞い申し上げると同時に、このような事故の絶滅を期すよう、政府に強く求めるものであります。

私がまず質問いたしたいのは、わが国のいわゆる防衛・安全保障にかかる施策についてであります。

総理の積極的なリードによつて、先月総額一兆四〇〇億円にのぼる中期防衛力整備計画が政府方針として本決まりとなり、これによつて三木内閣以来の政府公約である防衛費の対GNP1%枠が破られるることは必至となりました。この1%枠は、いわゆる専守防衛の原則、非核三原則と並んで、政府自ら、

わが国が軍事大国にならぬための最低限度の歯止めとしてきたものであります。それをなぜ、いまになつて中曾根内閣の手で投げ捨てなければならないのか。最初に国民にむかつて明確な説明を求めます。

私は統計で示されるコンマ幾つかの数字のことだけを問うのではありません。目さきの数字は、簡単な技術的操作でごまかせるかもしれない。だが総理。あなたが本年一月の日米首脳会談で、レーガン大統領に日本の防衛力増強を約束して以来、1%枠の撤廃に躍起になり、慎重論の閻僚を抑えて事実上、その主張を貫いた経緯は白日にさらされていました。小手先の細工で、いつまでも国民の目をあざむくことはできません。

しかも総理。あなたが、国民の福祉より何よりも重いとされる「防衛計画の大綱」と、それに基づく新防衛力整備計画は、1%枠の歯止めだけでなく専守防衛の原則をも大きく踏み出しています。それに迎合を続けるかぎり、

みはずす内容となっています。整備される兵器、兵力の機能は、総理が唱えてきた三海峡封鎖、シーレーン防衛などの作戦目的にそるものであり、従来の専守防衛から、日米安保条約の範囲すら超える広域防衛戦略への転換を裏づけているものであります。

総理。西欧諸国に較べても二倍以上の伸び率という猛スピードで軍備拡張を急ぎ、F・15、P3Cから大型潜水艦を含む最新兵器の整備に狂奔するのは何のためですか。核戦略の今日、いかに増強しても独自では無力なことを承知のうえで、総理は、自衛隊を米太平洋軍の作戦支援にあてよう、その補完部隊に仕立てあげようとしているのではありませんか。

自衛隊の規模と機能と作戦範囲が拡大すればするほど、米国の負担が軽くなることを見込んで、レーガン大統領はあなたへの要請を重ねています。それに迎合を続けるかぎり、

自衛隊はますます自國のための自衛力ではなくて、他國のための戦力になり、わが國の運命は、米ソ対立の成りゆきに完全にゆだねられてしまします。これが、いわゆる集団自衛の帰結であります。総理はすでに、そこに踏みこんでいるのではありませんか。はつきりとした所見をうかがいたいと思うのであります。

総理は前回の訪米でレーガン大統領の戦略防衛構想（S D I）に対し、西側諸国に先んじて「理解」の意を表明されました。この十月の訪米では積極的な「支持」または「参加」に進むのではないかとの観測があります。S D Iについては、すでに米国議会の権威ある機関が、それによつて核戦争を回避するの

は不可能といふ判断を公けにしていますが、総理はそれにも拘らず、あくまでもレーガン構想に追従し、地球人類の存亡にもかかわる宇宙戦争の道をひらくために、わが国のM E技術等を提供、協力しようとお考えか。この点も明確にしていただきたいのであります。

総理。三海峽封鎖、日本列島不沈空母化、そして一%枠問題にいたるあなたの一連の言動は、戦争放棄、戦力不保持を明記した平和憲法の精神にまつたく逆行するばかりでなく、曲がりなりにも憲法の制約を意識して、軍事を経済に優先させないという姿勢を保つてきた歴代自民党内閣の施策、いわば保守本

流の政策路線からさえ、大きく逸脱してしまいます。現に一%枠突破をうかがうあなたの強引な態度に対し、三木さん、福田さん、鈴木さんといった自民党的総理経験者が、いつせいに深い危惧の声をあげられたはずであります。

私は、ごく最近、新聞雑誌等を通じて次のような発言を知る機会がありました。

「日本は軍事力はさほどでないが経済力は大きい。軍事力に精力を使わなければ、そこにおのずから余力ができる。その余力で世界の貧しい国々にののために奉仕する。そうした立場で日本の政治を運営しなければならない。もう再びあの暗い戦前の道を歩んではならない。」

これは、ごく最近、福田元総理が自民党員を前に講演されたときの結びの言葉だといわれますが、私はいまにして、福田さんの発言に同感の意を表したい。

総理は、国を憂うるそれら先輩の声をいかにお聞きか、率直な所見をうかがいたいと思います。

たしかに日本の経済力を飢餓や貧困に苦しむ発展途上国への援助に役立てることは、軍拡のために浪費するよりも遙かに国際関係の安全に役立ち、平和と安全のための好ましい

う国際目標の半分足らずに過ぎず、しかもその内容は政治的選別の色彩が強い戦略援助の性格を帶びています。質量ともに、途上国に対する援助の大幅な充実強化を断行し、当面の国際的責務を果たすべきだと考えますが、いかがでしょうか。

さらに加えていえば、今日の日本は、大きな経済力にともなう大きな影響力と発言力を持っています。いつまでもわが国と世界人類の運命を米ソ両国の応酬にゆだねるのではなく、その間に割つて入つて、対話と共存の気運を育てる積極的なイニシアチブを發揮すべきではないでしょうか。もちろんそのためには、まずわが国自身が平和・中立の外交姿勢に徹し、軍縮の大道で率先する必要があります。その決断さえするならば、平和憲法のもとで非核三原則を掲げ、軍備優先を退けてきた日本として実証ずみのメリットを世界に訴え、軍縮・核廃絶の時代をリードすることができるのです。受け身でずるとレーガン戦略に追随し、世界戦争の破局に引きこまれていくのか、それとも日本の自主的行動で平和共存の新しい時代を創りだすのか。総理。いずれが日本の国際的責任に忠実な道でしょうか。所信をうかがいたいと思います。

再び繰り返してはならない戦前の暗い道を、中曾根政治は臆面もなくなぞろうとしているのではないか。そう考えざるをえないの

は、例えば前国会で国家秘密法が強引に提出されたことに、深刻な驚きと不安を感じるからであります。本来、平和憲法のもと開かれた民主主義の日本において、死刑を含む重罰で対処しなければならないような国家秘密が存在するはずではなく、存在させてはならないのであります。

もしも国家権力がその必要を感じるとすれば、それは戦争準備を想定した場合に他ならないことを、戦前のにがい教訓が示しています。また平常時でも、このような法律を権力が一度手中にすれば、国民一般の知る権利は圧殺され、言論、報道、研究交流の自由も奪われることは明らかです。国家秘密法案の即時撤回の決断を中曾根自民党総裁に求めたいのであります。明確なお答えをいただきたい。

中曾根内閣は、憲法に背いて靖国神社への公式参拝を强行したという点でも、歴代内閣が守ってきた最低限の規範を踏み破っています。かしわ手を打つとか打たないと、玉ぐし料を供花料と言い換えるとか、いかに小細工を用いても、靖国神社という宗教法人に国を代表する閣僚が公式に参拝することは、これまで政府みずから認め国会に対し、政府統一見解として示してきたように、その違憲性は明白であります。それによって国民の信仰の自由が奪われ、信仰を持たない自由も否定されるのではありませんか。だからこそ從来、

政治には、かかわらなかつたような広範な宗教団体までが決起して、靖国公式参拝に抗議しているのであります。そればかりではない、靖国神社には、幾百万、幾千万国民の生命、財産を戦争の業火に投げこんだ張本人、東條英機以下の戦争犯罪人も合祀されているのです。閻僚の公式参拝は、戦争の悲惨な被害者と、憎むべき加害者との間にケジメをつけない、獨得の価値基準を国家の名において国民一般に押しつけることを意味します。だが国民の多くは、一片の令状によって肉親・同胞を戦争にかりたて、その命を奪つた旧支配層の前に、再びどんなことがあつても額づこうとは思つていません。總理、あなたはそれを強要するのですか。それがあなたのいう新国家主義ですか。

戦争犠牲者に対する国家・国民の慰靈は、フランスのそれのように、ほんとうに犠牲になつた方がただけを対象として、宗教とは関係なしに行なうべきであります。が、總理はいかにお考えか、靖国神社への公式参拝をとりやめる意思はないか、うかがいたいと思うのであります。

ついに私は、わが国の財政経済の運用にかんして質問をいたします。

今日の日本経済は对外貿易摩擦への対応をせまられ、ぼう大な財政赤字克服の方途を問われ、さらに輸出主導から内需主導型成長へ

の転換を求められております。いざれも密接に関連しあうこれらの課題が、わが国経済の当面の展望を左右する鍵となつてゐることについては、總理にもご異論はなかろうと存じます。

そこで、これに関する政府の対策をみますと、貿易摩擦に対しては市場開放政策と円高誘導策がとられ、財政赤字には緊縮予算と行財政改革の推進、内需拡大についてはいまのところ、住宅投資や民間設備投資の促進が考えられていると言わるのであります。だが私は、そうした政府の対策はいずれも一面的で公正を欠き、効果の面からみても、かならずしも抜本的対策とはなりえないとみています。貿易摩擦については、特にアメリカ筋から日本だけが加害者であるかのような非難がよせられていますが、これにひるんだり、受け身の姿勢に終始する必要はないのではないか。日米間の貿易摩擦は、貯蓄と投資の不均衡といった構造的要因を背景にしていると同時に、アメリカ政府の経済運営の在りかたにも大きな問題があります。今日アメリカは債権国から債務国に転じて世界経済の安定をそこない、国内経済の見通しを自ら混迷させているではありませんか。そのなかでアメリカ経済における資金不足のかなりの部分を日本からの資金で支え、均衡を保たせていく事情もあり、そうした面を配慮せずに日本

だけの責任を問うのは的外れというべきです。市場開放についても、O E C D の機関が指摘したように日本の開放の度合いは他の先進諸国に較べて決してひけをとつていません。

政府はこの際、米政府に対して、ドルの高金利を抑え、また、政府支出の圧縮、とりわけ軍事費削減等の努力を強めるよう、堂々とモノを言うべきであります。とりわけ軍拡から軍縮への転換が経済の面でも、その安定と成長をたすける決定的要因となることは、すでに国連報告をはじめ世界の識者の常識であります。重大な米ソ首脳会談に先立つて訪米されるのなら、総理はいまこそ、レーガン大統領に直言し、歴史的転換の実現をリードするよう求めるべきであります。いかがですか。

そうした根本的努力をなさざりにして、現在以上の一方的な、急激な市場開放、円高誘導策に走るならば、わが国の経済と国民生活は深刻な打撃を受けられないことになります。現に農林・畜産業、輸出関連中小企業をはじめ、石油、電力部門等を除くほとんどの産業分野で、国民は円高デフレが現われるのではないかと、戦々兢々、局面を見つめております。

財政赤字克服のために、政府はかねて昭和六五年度までに赤字国債を解消するという公約を掲げてこられました。総理もこの公約を堅持してこられたはずであります。現時点でお公約達成に向けいかなる見通し、計画を立てておられるか、国民にむかって報告をお願いしたい。この際、総理の肚づもりを率直におうかがいしたいと存じます。

わが党は、財政再建と行政効率化の必要性を認め、積極的に協力したいと考えますが、ただしそれは公正に行なわれ、民主的にすすめられることが前提でなければなりません。ところが中曾根内閣による行政改革の推進は、福祉や教育、医療といった国民生活の中核部門の抑圧に熱心なばかりで、国民経済上の最大の浪費というべき防衛費削減には手をつけず、それどころか防衛費は聖域扱いとして、年々急速に膨張させているのであります。これでは、中曾根行革は、国民生活を犠牲にした軍拡のための行革だといつても、決して過言ではありません。

軍事優先・国民生活抑圧の中曾根行革の悪影響は、ここ数年来の国の予算に最も集中的・具体的に現われてきました。

防衛費の四年連続特別増額の扱いに反比例して国民生活関連予算は軒なみ切りちじめられてきましたのであります。

来年度予算についても、政府はすでに経常

部門マイナス一〇%、投資部門マイナス五%の歳出削減方針を明らかにしていますが、総理・国民のがまんにも限度があります。例えば老人保健医療制度の改訂によつて、外来一ヶ月四百円の本人負担を、千円に引上げるといわれますが、その実施によつて、からだの具合がおかしいと思つても、家族に気がねして病院への足を鈍らせるお年寄りがどれだけ増えることか、総理は親身に考えをめぐらされたことがありますか。

また中小企業は戦後最高の倒産を記録しているというのに、その対策費は逆に削減され、F・15 戦闘機のわずか十三機分しか手当でされないとわれますが、総理、そんなことであなたのいう内需拡大の効果がほんとうに期待できるとお考えですか。

来年度予算案の編成は、各省庁に指示した概算要求基準を抜本的にねり直し、国民生活安定、内需の積極的拡大の見地から組み直すべきであります。が、総理のお考えはいかがでしょうか。

所信のほどをうかがいたい。

これまで総理が口にされた内需拡大の方策は、主な柱をいわゆる民間活力の導入に求め、便益主義的なものとしか思えません。

減税もやるとはおっしゃるが、その裏には直間比率の見直しを口実とした大型間接税の導入の意図がひそんでおり、結果として内需

拡大の効果は期待できないといわれます。そもそも間接税は、低所得者ほど税金の負担率が高くなる逆累進性が特徴であり、直接税との比率を現在以上に高めることは、それだけ弱い者いじめの税制改革とならざるをえません。総理は直間比率についてどうお考えか。大型間接税導入の意図はどうか。率直なお答えをいただきたいと存じます。また、財政赤字克服のために、どうしても税収を増やしたいとお考えなら、大型間接税のような大衆増税ではなく、この数年来、異常な高収益をあげている大企業の内部保留に目をつけ、応分の負担を求めるのが筋ではありませんか。

総理。いかがですか。

いま断行すべき内需拡大の第一の方策は、まず国民の可処分所得増大策を徹底することであり、そのための思いきった所得税減税、各種公共料金の凍結をテコとすべきであります。総理にその観点からの決意がおありか。これもあわせてうかがつておきます。

内需拡大の第二の課題は、住宅、学校、下水道、そのほか国民の生活環境整備の施策を積極的に強めることであります。政府の公共投資もその立場で進めるべきであり、民間活力のためと称して国公有地の払い下げを考えたり、大型プロジェクト中心の公共投資だけに偏るのは本末転倒といわなければなりません。住宅建設にしても幅広い住

宅困窮者のニーズを充たすには、まず公営住宅の整備を優先すべきで、国公有地もそのためにこそ活用すべきであります。また、総理はこの際、国民の切実なニーズにこたえて社会・生活環境整備のための最低基準（ミニマム）を定め、中長期の計画を立てて推進する決意をお示しになりませんか。いかがでしょうか。

内需拡大の見地から重視すべき第三の課題は、地域経済振興の施策であります。これまでの輸出主導型成長の過程で、経済の地域間格差は目にあまるほど拡大しています。テクノポリス構想等の拠点主義だけでなく、広く日本列島の全域にわたる産業配置、施設配置のレイアウトを考え、各地域の緑の環境と文化の保全に意を用いながら、しかも資本と労働力の偏在を是正する政策構想力がいま問われています。政府がもしもそのような構想を探究したいといわれるのなら、わが党は、積極的な参加・協力を惜しみません。

おたずねします。

最後に総理。この臨時国会には、最高裁判所の判決に基づいて本院定数の是正を行すべき課題がかかるであります。自民党のいわゆる六・六案は、すでにわが国の政治風土に定着した中選挙区制を崩し、一党独裁のための小選挙区制に道を開く二名区案を含んでいると同時に、本月実施された国勢調査結果とともに合わないものであります。このように不合理かつ時宜を逸した提案はとりやめ、あらためて与野党一致の定数は正に努めるべきであります。ですが、この際、自民党総裁としてのあなた所信をうかがいたい。また、違憲の現状が持続するかぎり、当然、総理の解散権は制約されるとする定説をどうお考えか。念のためこの点も所信をうかがつておきたいのであり

ような国鉄解体策は、国家百年の大計からみれば取り返しのつかない禍根となるのではありますか。

国鉄の累積債務は国の責任も大きいだけに、その処理については政府と国鉄の役割分担を明確にして、再建の責任をわかつあべきであります。いずれにせよ、この大問題を総理の恣意で独断するのではなく、各地域の関係者を含めた公聴会等を積みかさねて、将来のありかたをめぐる国民合意の形成に努めるのが当然と考えますが、総理にその意思はありますか。

おたずねします。

ます。

「戦後政治の総決算」を唱えてこられた中曾根総理は、不羈奔放、憲法の規定も、野党の批判も、与党内長老のいましめさえも無視した暴走につぐ暴走の政治をすすめております。だが、その前途に何があるのか。すでに一衣帶水の中国は「日本軍事大国化

の危険」について警戒の声をあげ、わが国民もまた、深刻な先行き不安から大きな政治不信におちこんでいるのではないか。

私共現代に生きる政治家に最も要求されるものは、二一世紀に生き続ける次の世代の国民が、平和と民主主義を享受し、安定したくらしを営むことが可能な礎を築くことにあります。

ます。

そのためにも、対話の世界への扉を閉ざし、独断の政治への扉をこじ開けようとしている中曾根政治に終止符を打つべきであることを國民とともに強く求めて、私の質問を終わるものであります。

## 特集

### 国鉄再建についての具体的策

一九八五・一〇・三一

#### はじめに

わが党はこれまで、今日の国民的な緊急課題である「国鉄再建」の具体策について国鉄再建対策委員会において慎重に検討を重ね、

本年三月第一次草案を採択してきた。

その後、国鉄再建監理委員会は、七月二六日政府に対し「分割・民営化」の基本に立った「国鉄改革に関する意見」を答申し、その意向に沿つて政府は直ちに法案作成等の準備

を開始し、今や精力的にその作業を進めてい

る。よってわが党も、こうした新たな状況をふまえ、具体的対案を早急に準備することとした。

国鉄再建対策委員会は引き続き、総評等関係諸団体と話し合い、先きの第一次草案を基本

に以下の「国鉄再建についての基本的考え方及び闘いの方向」と「具体的方策」をまとめることとした。

党は、当面臨時国会から通常国会にむけて、

#### 日本社会党国鉄再建対策本部

政府を徹底的に追及する院内外の活動を強化し、国民の足と生活を守り、国鉄の真の再建をかちとるために全国的運動を展開していく。

(一) 国鉄は社会資本としての機能をもつが故に、国策で公共性を貫き、二一世紀にむけ日本の交通体系をどう考えるかという視点を失つてはならない。

しかし、再建監理委員会の答申による改革の方向は、国鉄の公共的使命を考慮に入れず、単なる「個別企業の『再建策』」に過ぎない。すなわち、国鉄の公共性を無視し、総合交通政策の確立の必要性を否定し、交通分野における「市場競争原理」に力点をおき、赤字部門の切り捨てをはかるという

国民不在の「再建策」であると断定せざるをえない。また、分割・民営化を断行することによって初年度の利益率を1%と想定しているがこのことは、投資余力が一切生じないことを意味する。したがって投資が進む航空、道路、船舶に比較し、投資なき「国鉄」となり、他の交通機関との間にギャップを生ずるだけでなく、眞の再建や活性化の展望が見い出せない。

(二) 大幅に人員を削減し、補助金と資産売却

で黒字が出るにしても、それは一時的であり、将来にむけての改善の保障はない。まして、旅客、貨物輸送とも全体のシェアが一層落ち込むことを見込み、将来ともその輸送の拡大に展望がもてず、投資も現実にはできなくなると、結局は大幅な運賃値上げや、地域住民（自治体等）に新たな負担を考えるしかなくなつてしまふ。さらに安全性がそこなわれ、サービス低下も余儀なくされることは必至である。

(三) 国鉄が国民共有の財産とし、二一世紀に

むけ、「公企業としての国鉄」として考える場合、その公共性と企業性をいかに調和させていくかが重要である。また、鉄道はクリーンでエネルギー効率も高く大量輸送に適する特性をもつてることも重視すべきである。よつて、新幹線や幹線網の拡大等の設備投資部門、技術開発、地域交通の整備（自治体の協力も不可欠）は原則として国策で行うべきであり、広範な関連事業の推進などについては大胆に民営的手法を導入するとともに民間資金の積極的活用をはかつていく。

(四) しかし国鉄は現実にぼう大な累積債務をかかえている。この課題をどう解決するか、国と国鉄が協力し有効な手段を講じ、できるだけ国民負担を軽減する努力をすべきである。

(五) 効率的企業経営を進め、全国ネットワークは絶対に維持すべきである。

(六) 幹線網の拡大、地域交通の系統的整備、雇用対策、累積債務の処理を考える場合、再建は一〇〇～二〇〇年の中・長期の展望に立ち過渡的対策として検討すべきである。

この場合、国鉄が大き過ぎ、経営や管理に困難さがあるなら、中央集権型の今日の現状を改め、分権化をはかり、自主性をもたらせ、包括的に自己責任体制が確立できる

## 二、今後の闘いの方向

分割・民営化は国家一〇〇年の大計を誤らせる事となる。目下進めようとする中曾根内閣の軍備拡大と行革路線にもとづく分割・民営化には基本的に反対である。

しかし政府は、再建監理委員会の答申を受けて六二年四月から分割・民営化を強行する姿勢を貫こうとしている。

これに対し、分割でなく分権的機能の発揮できる体制を確立し、経営形態は政府出資の企業体とし、そして関連事業の推進には大胆な民営的手法を導入するとともに民間資金の積極的活用を計り、経営の自主性を阻害する諸制度は抜本的に改廃し、地方交通線を存続させるなかで地域住民の足を守り、労働者とその家族の雇用と生活不安を除去することを目標としなければならない。

そうした観点から、わが党は分割・民営化に反対する基本的姿勢を堅持しつつも当面院内外の多数派形成を図るため、一、分割を阻止する。二、地方交通線を存続させる。三、雇用を守る。ことを柱に活動を展開し、政府の国鉄解体の攻撃と対決してその危険な狙いを阻止していく。

## 三、具体的の方策

### (一) 経営形態と責任体制

経営形態は国が出資する企業体（特殊法人）

とし次の要件をみたすものとする。

(1) 政府の国鉄に関する監督権は、経営の基本

本に関するものにとどめ国鉄経営の自主性  
を阻害する制度は廃止又は改正する。

(2) 経営機構は、全国一社制とし、全国7ブ  
ロック（支社）に大幅な経営権をもつ中間  
の経営責任機構を設ける。

国鉄が國の大動脈として、基幹的ネット

ワークを形成していることを考へると、  
その一体的運営が望ましいので、分割はせ

ず、民主的な経営を行ふために本社には、  
最高の政策決定機関としての経営委員会、  
北海道、東北、首都圏、中部、関西圏、四

国、九州の各地方ブロックに支社をおき、  
それぞれに地方経営委員会を設置する。

なお、本社と支社との責任分担は概ね次

のとおりとする。  
（1）事業活動の範囲内（政策的側面

は国）での新規投資の最終決定（但  
し、地域交通に関する第一次決定  
は支社とする。）

（2）全国ネットワークとしての運営  
に必要な地域間調整。

（3）基本労働条件の決定。

（4）全国レベルでの関連事業。

（5）技術開発と海外協力。

（6）国会への報告。

## 支社

① 全国ネットワークの運営に必要  
な運転、保守、営業要員の供給。

② 在来幹線・新幹線網を補完する全国ネ  
ットワークの一環として必要なほか、新

幹線へのアクセスを保障するとともに都  
市間輸送の重要な柱ともなる。

③ 地域交通の分野での投資の決定  
および全国的調整のもとでの新線

建設等に関する投資の第一次決  
定。

④ 地域的レベルでの関連事業。

経営委員会は、学識経験者、経済界、労

働界、自治体及び利用者代表等で構成し、  
国会の同意を得て政府が任命し地方経営委

員会の委員は経営委員会が任命しその構成  
は経営委員会に準ずる。

## （2）国鉄の輸送分野と今後の施策

国鉄がわが國の交通体系のなかで基幹的輸  
送手段であることは、マイカー等他の交通機

関が発達した今日でも変わらないが、二一世紀  
にむけて鉄道の将来を考えるとき、特に以下  
の点を重視して施策の展開をはかりその公共  
的使命を達成すべきである。

（1）全国ネットワークとしての国鉄

全国鉄道網を交通の全国ネットワークの  
主要な手段として活用することは、国土の

均衡ある発展や開発とも併せて国民経済的  
な有益性はきわめて大きい。

① 新幹線網・長距離および中距離都市間  
輸送の根幹となるべきもので将来はさら  
に拡充強化する必要がある。

（2）在来幹線・新幹線網を補完する全国ネ  
ットワークの一環として必要なほか、新  
幹線へのアクセスを保障するとともに都  
市間輸送の重要な柱ともなる。

（3）地域交通の整備と国鉄地方交通線の維持  
国鉄は大都市圏内および地方中核都市に  
おける日常交通として重要な柱を形成す  
るが、この分野ではすでに投資不足の傾向  
もあるのでさらに強化する。

（4）地域住民の生活交通あるいは地域経済動脈  
として重要な役割をはたしている。よって、  
国および国鉄は、地方自治体や利用者の積  
極協力を得ながらその有効活用をはかるべ  
きである。このことをふまえ、対象となつ  
ている「特定地方交通線」の二次線（廃止  
予定の）については、当面五年程度の时限  
立法を制定し、国、自治体、利用者、国鉄  
労使の代表からなる「地方交通線整備委員  
会（仮称）」を設置し、その利用方法につい  
ての方向を定める。また、中・長期的には、  
地域交通の系統的整備については私鉄や公  
営交通も含め、国と都道府県知事が緊密に  
連携し、関係市町村の協力を得ながら計画  
的に行うべきであり、国と自治体の責任を  
明確にした「地域交通整備法」を制定する。

さらにバス輸送は依然としてその公共輸送としての使命は大きいので、不採算路線

の切り捨てではなく「地方バス生活路線維持整備特別措置法」等を制定することにより法的な助成策を確立し、公営や民営バスの維持と一体的な政策を進める。

### (3) 貨物輸送の改善

国鉄のもつ全国ネットワークは、貨物輸送においても有効な機能を發揮し得る能力をもつており、かつ、大量輸送、安全性、省エネルギーの観点からも他の輸送手段に比較して秀れた特性をもっている。したがつて貨物部門の分離でなく、新しい技術開発や貨車の編成方式など工夫をこらし、通運、トラックとの連携を強化し、荷主のニーズに応える輸送サービスの拡大をはかる。また、トラック、船舶輸送との共同一貫輸送体制を発展させる。

### (1) (3) 累積債務の処理等と新会計区分の設定

① 国鉄の経営責任の限界を越える構造的累積債務の処理は次の原則で行う。  
② 国鉄自身の営業上から生じた分については国鉄の責任で処理する。  
(2) 学割や身障者割引等の公共割引は政策実

行者が負担する。

(3) 運賃は、通常の必要経費をまかなう主要な柱とし、全国統一性を考慮して最高運賃制度を設定することとするが、柔軟な割引制度も活用できるようとする。

(4) 会計区分を次のように行う。

#### ① 一般会計

通常の歳入、歳出で構成することとし単年度の収支均衡をはかる。

#### ② 公共会計

国の財政において負担し、措置する部分とし、地方交通線の欠損分、新幹線建設資金、特定人件費（年金や退職金の平均を上廻る分）等を対象とする。

#### ③ 債務会計

現段階における長期債務の処理のために設置する。

(5) 累積赤字を増大させないため、今後半年度処理を前提とした方策を講ずる。

### (4) 関連事業の拡大と資産の有効活用

① 国鉄は全国ネットワークの機能をはじめその欠損分については国の責任で処理する。  
② 国鉄自身の営業上から生じた分については国鉄の責任で処理する。  
この原則にのっとり、債務内容を発生要因ごとに区分し、可能な限り国民負担を軽減する方向で検討を続ける。

(1) 既設事業者との調整をはかりつつ、関連

事業の範囲は大手私鉄並みに可能な限り拡大する。

(2) 既設の出資事業、付帯事業の活性化をはかり、国鉄と事業者との共同運営、共同開発を進める。

(3) 直営事業を拡大する。

(4) ニューメディア事業等新規事業への進出をはかる。

(5) 高架下、駅、用地、新幹線、船舶、自動車等の多角的活用をはかる。

(6) 車両の特性を生かし、地方自治体と協力してパリックセクター（国立、県立公園等）などをつくり、国民の新しいニーズに応える。

また、この活用を通じて雇用を拡大し、国民の負担を軽減する。

### (5) 新線建設のあり方

国民の生活交通を優先した新線建設は今後とも進めなければならないが、建設は基本的に国策として進めるべきであり、国鉄に新たな負担増はさせない。

### (6) 雇用の安定

国鉄の第一の使命は安全の確保であり、利用者のニーズに応える輸送サービスの向上である。したがって、これらを十分に達成せざるための必要な要員を確保すべきである。また、いわゆる「余剰人員」の解決にあたつては、既設事業者との調整をはかりつつ、関連

は、積極経営方針のなかで行うことが社会的要請にかなうものであり、いやしくも労働者とその家族が路頭に迷うことのないよう、完全な雇用確保を行う。

このような観点に立つて先ず、長期（一〇年程度）の展望に立つて政府が国策として引受けるべきであるので政府に労働者の納得のいく具体案を示させる。同時に国鉄関連産業労働者の雇用対策も強化する。

#### (七) 総合交通特別会計の創設

交通施設の整備は、道路、鉄道、港湾、空港のいずれの場合も多額な資金が必要とし、しかもその投資効果を発揮するまでにはかなりの期間を要する。また、これら施設が国民のニーズに適切に応えるためにはそれぞれの機能が相互に補完し合うなかで有効にその特性が発揮されなければならない。したがって、今日のように個別的にその整備を行うやり方は、総合交通政策の確立の観点からも是正すべきである。よって、これら個別的に行つている交通関係の投資を一元的に行なうため総合交通特別会計に統合するよう検討する。

#### (八) 国鉄監査委員会の改組

国鉄監査委員会は、国鉄から完全に独立した機関とし、委員は経営委員会に準じて任命し、国鉄および関係行政官庁からの天下り任命は行なわない。また監査委員会は、国鉄経営について、責任者の責任追及を行うことが當について、責任者の責任追及を行なうことが

できるものとする。

#### (九) 官僚的経営体质の刷新

国鉄の公共的使命を達成するため、経営者はその社会的責任を認識し、硬直的管理体制を改め、輸送サービスの品質管理に対する無関心を戒め、厳しい自覚のもとに業務を遂行することが求められている。したがって経営管理の責任体制を抜本的に刷新し、安易な経営の姿勢を一掃するため、現行幹部の全面的刷新をはかり、以下の方策を講ずる。

- (1) 総裁以下各級の経営管理及び運営にあたる者の責任を明らかにし、その成果と能力を評価する責任体制を明確にする。
- (2) 官僚的、特権的存在を払拭し、適材主義を貫ぬくため、職員の採用、登用における学歴偏重、学閥系列を打破する。
- (3) 業務運営の仕組みを簡素化し能率的にするため、内部規定、規則を洗い直し、手続等の簡素化を行なう。
- (4) 車両基地の配置の変更
- (5) 車両工場の車種別分担の変更
- (6) スピードアップ、保安度向上等の線区全体にわたる統一施策実施の困難性
- (7) 多客期における臨時列車の設定、車両の貸出し等による機動力発揮の問題
- (8) 車両直通運転に伴う清算問題
- (9) 車両使用料金

- （参考資料）
- (1) 基地設備利用料金（仕業検査等）
  - (2) 算定基準設定の困難性
  - (3) 事故時の損害賠償等の分担の問題
  - (4) 異常時の敏速、的確な輸送手配
  - (5) 乗務員運用（境界折返しによる要員口
  - (6) ストと乗継乗務によるサービス低下）

#### 分割によって生ずる問題点

##### 1 輸送機関

- (1) 社際列車のダイヤ設定

##### 2 旅客関係

下記の事項などについて会社間の利害が対立し、ダイヤ固定化のおそれ。

- (A) 到着時分と停車駅
- (B) 接続体系
- (C) 運転本数
- (D) 長距離列車の編成配分
- (E) 長距離列車の有効時間帯確保
- (F) 長距離列車と地区通勤通学列車との調整

- (G) 保守間合との調整
- (H) 車両工場の車種別分担の変更
- (I) 車両直通運転に伴う清算問題
- (J) 車両使用料金

# 特集

## 共済年金四法案審議にあたつての問題点

(社会党年金改革総合委員会 共済年金小委員会 (案))

### 〔七〇年年金統合めざす新たな出発〕

#### 一 社会党の年金改革に対する基本認識

- (1) 基礎年金制の導入→年金水準の切下げ、
  - (1) 急速な高齢化と年金成熟化だけではな保険料負担の増大、年金開始六五歳繰上げの真の理由は何か
  - (2) 直接の動機は
    - 危機に直面した国民年金の建て直し
    - 崩壊状況にきた国鉄共済の救済
    - そうして年金に対する国庫負担のカツ(増税なき財政再建のしわよせ)
    - (3) もう一つ隠されている原因是
- (2) 売上収入金、不足賃、払戻金の会社別の清算方法の確立→乗車券発売方式など業務体制の変更
- (3) 全方位営業体制への影響
- (4) 広域旅行企画商品の設定、広域宣伝の展開の困難性
- (5) 全国的な割引制度運用の硬直化
- (6) 指定席管理における会社間の利害調整
- (7) マルチシステム、運行管理システム等の経費の清算方法
- 3 貨物関係 (貨物会社分離一本化方式の場合)
  - (1) 貨物営業自体が存続できるか否かの問題 (ダイヤ設定の旅客会社依存)
  - (2) 機関車、貨物、コンテナの帰属等複数の運行会社相互間の調整の問題
  - (3) 事故時の求償
  - (4) 出資会社の問題 (臨海鉄道・物資別会)
- 4 人事労働関係 (争議行為と列車運行の確保 (一社の争議が他社に影響を及ぼす))
  - (1) 合理化の推進体制の維持の問題 (全国一斉に推進の要)
  - (2) 広域的余剰人員対策の困難性
  - (3) 労働組合の問題
  - (4) 職員の会社別帰属

一九八五・一一・七

による狂乱物価での年金積立金の目減り

(4) その年の春の国会での年金改革による  
物価・賃金スライド制の実施

(2) 今次一連の改革で真の年金改革が実現で

きるか

一九八五年春（一〇三国会）での国年・  
厚年統合としめくくりとしての今次四共済  
の改革で年金の長期安定ができるか。ノー  
である。

即ち、基礎年金の導入は「国民年金に対  
する財政調整」が最大目的である（月  
日）の橋本司郎氏の講演）。しかし、この基  
礎年金制度では国民年金の救済も、厚生年  
金の安定は勿論、国鉄共済年金の救済もで  
きない。

何が必要か、それは基礎年金の中味、構  
造を変えるしかない。制度審議会が建議し、社  
会党が採用した基本年金構想を段階的に実  
現するしかない。

## 〔共済年金四法案に対する態度〕

### （一）「昭和七〇年」公的年金一元化 について

(1) 国共済関係の国鉄共済に対する財政調整  
五ヶ年計画（昭和六四年）まで）は「昭和  
六二年」以降三二万人体制が既定の事実と  
して二〇万人以下に切り下げられている。

（注）亀井委員会答申と閣議決定と国鉄の  
減員計画が国鉄共済年金にいかなる  
影響を及ぼすか明らかでない。

(2) 自民党中央委員会の「昭和六五年全共済  
の統合」は政府の「四共済改正案」によつ  
て完全になくなつた。

全共済による国鉄共済の救済もあり得な  
い。

国鉄共済に対する財政調整は英・仏・西  
独と同じように産業構造の変化、国策上の  
責任として処理するほかないのではないか  
か。

右の前提に立つて厚年を含む全公的年金  
の一元化をどうすすめるのか。

(3) 全公的年金統合を進める場合、「基礎年

金」の構造改革の目標を立てることが不可  
欠ではないか（藤田教授・村上清講演参考）

(4) 国鉄共済年金の掛金は現在一〇・二%で  
あり、負担の限界点に近く、給付について  
も不公平である。

(5) 二階の報酬比例部分、厚生年金、国公共  
済グループ、地共済グループ（自治体・公  
立学校・警察）など（私学・農林）別々に  
独立した積立年金管理体制をとるほかないと  
思うがどうか。

但し、保険料負担と給付水準については  
公平を期することは当然である。

（厚年の企業年金（大部分大企業）共済の  
職域年金に対応する中小企業の企業年金対  
策が必要）中小企業退職共済法改正

(6) 自衛隊共済の特例（五五歳開始）と保険  
料負担・国の負担特例との関係。

(7) 恩給と年金との調整  
第二臨調と制度審議会の答申

(1) 四共済年金に基礎年金を導入するとして  
（2）基礎年金部分について

も国庫負担の大幅削減・国民年金制度の欠陥などで年金の長期安定はできないのではないか。

本の皆年金体制の崩壊に道を開く。  
国鉄共済を含めて「昭和七〇年」公的年

金統合の展望を切り開くためにも基礎年金の改革の目標を明らかにする必要がある。

(注1) 一〇三国会の国年・厚年統合法(四月二四日可決)では社会党の要求に従つて付則を次のように修正した。

即ち、「基礎年金の水準、費用負担のあり方等については、社会情勢の推移、世帯の類型等を考慮して今後検討が加えられるべきものとする」とし、付帯決議、しめくくりの質問で補強した。

(注2) この点の審議を深め四共済法を修正としてあげた昭和六五年再計算(更に昭和七〇年再計算期)閣議決定の公的年金一元化)までに速やかに見直すべしとした「検討項目」は

①基礎年金の性格(最低保障年金とする)  
②国庫負担のあり方(税方式による  
国庫負担の段階的増大)

(3) 基礎年金の特別会計の設定(俗に内バキ勘定を外バキの特会に移す)

④無年金の解消……等の総合的見直し

新制度で修正された「検討事項」を

更に深める必要がある。

基礎年金の拠出金は月八、一九八円で三分の一が国庫負担で、三分の二の月五、五〇〇円が保険料負担分である。

この国庫負担分は現行厚生年金による国庫負担分を大幅に削減するものである。

即ち、一九九五年は現行で四兆四、〇〇〇億円に対し、改正案は四兆一、〇〇〇億円。二〇一〇年には現行で七兆五、〇〇〇億円、改正案で五兆七、〇〇〇億円、二〇二〇年では八兆二、〇〇〇億円に対し五兆七、〇〇〇億円に減少する。

## (2)

①その他の基礎年金制度の不安定要因

①新国民年金の定額保険料(月六、八〇〇円)は現行国民年金を崩壊状況にした元凶である。即ち、保険料免除率(一七%超)、大都会の保険料未納者の増大による検認率の低下及び所在不明者など保険料を納入しない者の合計が二〇%以上に急

増している。徴収事務費も一、〇〇〇億円に達している。

②第三号被保険者(現行国民年金の任意加入被保険者)の種別確認事務の処理をどうするか

(注) 制度審の今井一男会長代行が新基礎年金制度の最大の欠陥として指摘し、社会党が国会審議で取上げた点、即ち保険料を納入する夫と「給付をうける妻」が違うために起きる矛盾が準備段階で既に発生している。

(3) 確認事務の責任の所在は?

社会保険事務所(厚生年金関係)県段階と国民年金窓口(市町村段階との責任分担)。任意加入被保険者の届出(文書通知だけでやるか、戸別訪問までやるかで大違いとなる)。事業主に責任をもたせ、無業の妻を一旦確認することは大部分で不可能とみられる。

健康保険被保険者証には加入年月日が入っていないし、遡及の必要もない。九〇〇万円の年間所得を超えたものは第三号被保険者でなくなるが、確認事務でトラブルは起きないか。

即ち、夫婦関係の変動、妻の所得の変動、夫の雇用関係の変動を確認することが二〇歳から六〇歳までの四〇年間スムーズにできるか大問題である。

(3)

国庫負担の大幅カットと共に、特別支給

(当面六〇歳開始を付則での基礎年金相当分の国庫負担がないのは問題である。

(4) 国民共通の基礎年金でありながら、三分の一の国庫負担分が地方公務員共済では自治体負担（特に不交付団体職員の場合）はどうなるのか不明。

基礎年金の性格上、余りに便宜主義的ではないか。

地共済の公営企業職員の場合、公的負担を企業体会計負担とすれば問題である。

(5) 基礎年金に税方式を導入しなければ国民年金の二階はできない。

これは政府の懸案事項である。

一階も二階も社会保険方式ということは不可能である（イギリスを見よ）。

(6) 共済年金改正案が「昭和六一年四月」までに改正できなかつた場合、

①基礎年金導入との関係  
②任意加入者（無業の妻）の障害年金権、老齢年金権の処理

(三) 報酬比例年金部分について  
(各共済法案毎に補強すること)

(1) 給付水準について

共済年金全体（三階）でも厚年より切り下げる幅が大きい（職域年金を一〇〇〇分の一一として均衡する）

(4)

国庫負担引下げ問題  
前述

併給調整

一律の併給調整ではなく「最高限度額」を設ける。例えば平均報酬を基準に計算する等。「昭和六一年三月末」までの夫の死亡までの併給と四月一日以降死亡の併給禁止の矛盾の是正。

(5) 所得制限に対する配慮

（給与と年金の合計額が退職時賃金を下回らないよう措置する等）

(6) 徴戒処分による支給停止問題

職域年金の財源は労使負担である。

(7) スライド制について

物価スライドと厚生年金の平均賃金六〇%という年金設計の原則との関係

(8) 共済年金の算定基礎

国共済の「標準報酬」を地共済の「本俸×補正率（手当率）」とする方が管理職手当・通勤手当・超勤手当などの実態から判断してより公平ではないか。

(9) 特定消防職員・警察職員の六〇歳開始より延べ、更に六五歳支給開始の政府案は将来にわたつてどうするのか。

消防・警察・自衛隊（五五歳）に対する国庫負担をどうするか統一して考えるべきではないか。

(10) 既裁定者のスライド停止について

前述の六〇歳～六五歳の雇用と年金の関係の改善（スエーデン方式等）職域年金の労使折半も厚生基金の四対六に対しても問題である。

〔現行制度と新制度を比較したもの〕  
共済は職域を含む

	共済年金	厚生年金	格差
単身	63.35%	68.0%	4.65%
夫婦	85.47%	87.84%	2.37%

（自治労の計算式より）

従来の一般方式適用者のスライド停止（五年位）は厚年の現行制度適用を考えて均衡を失しないか。

(12) 過去の保険料負担の実績を考えよ。  
減額退職年金について  
現行五年くり上げを維持すること。

(13) その他  
一、内需主導の経済成長路線に転換するため  
経済摩擦対策、内需主導による経済成長、高齢化社会に向けての福祉政策の充実、財政再建への展望、世界軍縮への先導的役割等々を

# 特集

## 一九八六年度（昭和六一年度）予算編成に関する 第二次要求書

### 一九八六年度（昭和六一年度）予算編成 に対する申し入れ

中曾根内閣は発足以来、「増税なき財政再建」の方針の下に、歳出削減に偏重した予算編成を続けてきているが、来年度予算についても依然として軍事費突出・国民生活圧迫を基調に編成しようとしている。われわれは福祉・教育費削減に強く反対するとともに对外経済摩擦対策、内需主導による経済成長、高齢化社会に向けての福祉政策の充実、財政再建への展望、世界軍縮への先導的役割等々を内容とした予算編成を求めてきたが、政府の来年度概算要求予算は国民の期待する“軍縮・内需拡大型予算”ではない。したがつて、

われわれは、円高デフレも予想されることから再度、来年度予算を“内需拡大”を最重点目標に、つぎの施策を盛り込んで編成するよう申し入れる。

(3) 福祉型社会資本を拡充すること。住宅、都市再開発、下水道整備等、生活基盤投資、環境整備のための計画的投資をすすめること。なお、投資の配分にあたっては地域の経済状況にも十分配慮した傾斜配分を行なうこと。

(4) 老人保健医療の患者負担増を行なわず、年金については、無年金者をなくし、最低生活を支える所得保障水準を確保するよう改善すること。

一、内需主導の経済成長路線に転換するため  
施策を講じること。

- (1) 個人消費の拡大のため、二兆三、〇〇〇億円の所得減税を実施すること。
- (2) 公務員の給与改善のための人事院勧告は完全実施することとし、そのための経費を当初予算に計上すること。

一、防衛関係費は概算要求の7%の伸び率、二、七九七億円の増額を認めず、当面今年度並に凍結し、一%枠を厳守するだけでなく、平和憲法の国にふさわしく、軍縮の大道で世界各国に率先するよう計画的削減をはかること。

一、大衆増税に反対し、不公平な負担をなくすこと。

(1) マル優や郵貯など現行少額貯蓄非課税制度の改悪を行わず、利子分離課税の導入はしないこと。なお、少額貯蓄非課税限度の限度額管理を厳格にし、利子、配当所得の総合課税を実行すること。

(2) 法人の各種減免税措置を抜本的に整理することとともに法人課税のあり方を検討すること。

(3) 税務調査の実調率を高め、悪質な脱税に対するは厳しい態度でのぞむこと。

一、地方財政に国の赤字を負担させないこと。  
すなわち、国庫補助金・義務教育費国庫負担・交付税等のカットあるいは切り下げを行なわないこと。なお、今年度に発生した財源不足額についてはその元利を速やかに全額国が補てんすること。

一、対外経済摩擦への対応とゆとりのある生活を築くため、完全週休二日制・週四〇時間労働制を確立するとともに三大連休(年末・年始、太陽と緑の週、夏休み)の実現をはかること。また、時間外労働については、男女とも一五〇時間以内に規制すること。

一、国鉄再建にあたっては、国鉄の特性である全国ネットワークを維持し、社会資本形成の一環として道路、空港同様の財政援助、投資を強化すること。

一九八五・一一・一三

一、国鐵再建にあたっては、国鉄の特性である全国ネットワークを維持し、社会資本形成の一環として道路、空港同様の財政援助、投資を強化すること。

## 各省庁要求

### 〔文部省関係〕

八六年度(昭和六一年度)予算編成に関する第一次要求書を貴職に対し提出してきたところであるが、われわれの要求が必ずしも反映された概算要求とはなっていない。予算編成にあたり、国民生活にとって重要な事項について、特に各地域における下記要求事項について各省はその実現のために最大限の努力をするよう強く要求するものである。

(2) 市場開放等経済の自由化に対応する雇用保障政策を確立すること。

内閣総理大臣

中曾根康弘 殿

大蔵大臣

竹下登 殿

日本社会党予算要求闘争推進本部長

田辺誠

総評予算要求闘争推進本部長

真柄栄吉

真評予算要求闘争推進本部長

1 学校給食の民間委託、下請化はしないこと。(茨城、熊本、香川、群馬、岩手、福島、兵庫、新潟)

2 四〇人学級を早期に実現すること。(熊本、香川、長野、栃木、兵庫、佐賀)

3 教育費の国庫負担を増額し、父母負担の軽減をはかること。(長野、兵庫)

4 高校全員入学の実現と入試制度の改悪はしないこと。(兵庫)

障害児の普通学校への進学を認めて差別のない教育を進めること。(栃木)

「君が代」の齊唱、「日の丸」の掲揚の強制はしないこと。(新潟、栃木)

学校施設を地域に開放し、教育、文化活動の核として充実をはかること。(栃木、大分)

義務教育を混乱させ、受験競争を小学校にまで持込ませる「六年制中等学校」(中高一貫教育)は行わないこと。(佐賀)

过大規模校の分離促進をはかるため国特別助成をはかること。(香川、岩手、福島)

社会教育に対する国の助成強化をはかること。(福島)

養護、事務職員を全校に配置すること。(群馬)

旅費、教材費の一般財源化はやめること。(群馬)

私学への助成を強化すること。(埼玉、福岡、新潟)

学校給食用食器は安全性を考えて使用すること。特にプラスチック製品の安全性点検を実施すること。(香川)

国立環境大学を水俣、芦北地域に設置すること。(熊本)

国立九州工業大学新学部の早期設置をはかること。(福岡)

日本社会党予算要求闘争推進本部長

一九八五年一一月一三日

以上  
第五次教職員定数改善計画期間の短縮と三五年学級の早期実現につとめること。(茨城)

教科書検定制度の改正をはかること。(茨城)

教職員定数の改善計画期間の短縮と三五年学級の早期実現につとめること。(茨城)

老人医療は公費負担とし無料制度を復活させること。(新潟、長野、兵庫)

老人在宅看護のための福祉ネットワークを実現すること。(長野)

痴呆性老人や在宅寝たきり老人のための診療体制を含めた老人専門病院の拡充をはかること。(熊本、大分、栃木、群馬)

国立病院の統廃合をやめ、機能強化をはかること。(福島、群馬、岩手)

ハリ、キュウなどを保険対象とすること。(群馬)

退職者医療制度とともに市町村の国保財政赤字は国が全面補填すること。(福岡、長野、福島、佐賀)

公費による婦人の健診制度を創設すること。

国立少年自然の家の建設促進をはかること。(福岡)

同和教育の充実強化をはかること。(福岡)

教職員定数の改善をはかること。(埼玉)

公立学校施設の整備促進をはかること。(埼玉)

社会教育施設の整備促進をはかること。(埼玉)

教職員定数の改善をはかること。(埼玉)

薬害、難病対策の強化をはかること。(広島、群馬)

原爆被爆者援護法を制定すること。(広島)

充実に向けた措置を講ずること。とくに健保本人一〇割給付は直ちに復活させること。(新潟、長野、福島)

老人医療は公費負担とし無料制度を復活させること。(兵庫、長野、福島)

痴呆性老人や在宅寝たきり老人のための診療体制を含めた老人専門病院の拡充をはかること。(熊本、大分、栃木、群馬)

国立病院の統廃合をやめ、機能強化をはかること。(福島、群馬、岩手)

ハリ、キュウなどを保険対象とすること。(群馬)

退職者医療制度とともに市町村の国保財政赤字は国が全面補填すること。(福岡、長野、福島、佐賀)

公費による婦人の健診制度を創設すること。

文部大臣 松永光殿

### 〔厚生省関係〕

原爆被爆者援護法を制定すること。(広島)

薬害、難病対策の強化をはかること。(広島、群馬)

充実に向けた措置を講ずること。とくに健保本人一〇割給付は直ちに復活させること。(新潟、長野、福島)

老人医療は公費負担とし無料制度を復活させること。(兵庫、長野、福島)

痴呆性老人や在宅寝たきり老人のための診療体制を含めた老人専門病院の拡充をはかること。(熊本、大分、栃木、群馬)

国立病院の統廃合をやめ、機能強化をはかること。(福島、群馬、岩手)

ハリ、キュウなどを保険対象とすること。(群馬)

退職者医療制度とともに市町村の国保財政赤字は国が全面補填すること。(福岡、長野、福島、佐賀)

公費による婦人の健診制度を創設すること。

田辺誠  
眞柄栄吉

総評予算要求闘争推進本部長

と。（新潟）

11 夜間保育所の設置を奨励すること。（岩手）

12 保育単価基準を見直し、保育料を引き下げること。（大分）

13 ガン撲滅体制を確立すること。（福島）

14 精神薄弱者福祉施設、精神病院を整備するとともに、医療機関に対する監視を強化すること。（栃木、大分）

15 障害者の総合評価、判定基準を確立するため、各関係機関の研究開発を促進すること。（栃木、大分）

16 福祉補助の削減は行わないこと。（兵庫）

17 共済年金の改悪は行わず、各種年金制度を充実すること。（兵庫、福島）

18 I・C産業に使用する産業廃棄物の規制を行い、産業公害防止の抜本的対策を講ずること。（大分）

19 盛岡市特養ホーム建設に係る国庫補助金を交付すること。（岩手）

20 救急医療体制の確立をはかること。（福岡）

21 水道事業に対する財政援助の強化をはかること。（福岡、埼玉）

22 廃棄物処理施設整備に対する財政援助の強化をはかること。（福岡、埼玉）

23 小倉社会保険事業所の分割（増設）を行ふこと。（福岡）

厚生大臣  
増岡博之殿

24 不正医療根絶のための対策強化をはかること。（埼玉）

25 中国からの帰国者援護措置の充実をはかること。（埼玉）

26 各種の遺族年金の引上げを行うこと。（茨城）

27 精神衛生法の全面改正を行うこと。（茨城）

28 茨城社会福祉大学の創設に努めること。（茨城）

29 社会医療保険制度、年金制度の改悪は行わないこと。（茨城）

30 食品添加物の規制強化をはかること。（茨城）

31 県に国のガンセンターの設置促進をはかること。（茨城）

以上

一九八五年一一月一三日

日本社会党予算要求闘争推進本部長

田辺誠

真柄栄吉

11 兵庫県加古川西部農水事業（糀屋ダム建設）は早期に完成させるとともに、国庫助成を増額し、農民負担の軽減をはかること。（兵庫）

12 農協の共済改悪はしないこと。（兵庫）

## 〔農林水産省関係〕

1 農産物、木材製品の輸入自由化、関税率引下げをおこなわないこと。（福島、長野、兵庫、茨城）

2 食糧の自給率向上をはかるための計画的な農政を確立すること。（長野、福島）

3 公的造林、育林事業の強化拡充をはかること（長野）

4 営林署、事業所の統廃合をおこなわないこと。（長野）

5 輸入食糧の安全チェック体制を強化すること。（福島）

6 バイオテクノロジーを活用するため、試験研究体制の確立をはかること。（栃木）

7 耕種農業と園芸、畜産を結合した複合經營の充実をはかること。（栃木）

8 コストの安い米の大量生産体制の確立で水田のフル利用をはかること。（栃木）

9 減反で荒廃した水田の農地復元をはかること。（栃木）

10 葉づけ農業から脱却を目指し、低農薬、無農薬の普及をはかること。（栃木）

11 兵庫県加古川西部農水事業（糀屋ダム建設）は早期に完成させるとともに、国庫助成を増額し、農民負担の軽減をはかること。（兵庫）

13 消費者米価値上げをおこなわないこと。  
(兵庫)

ること。(埼玉)  
以上

14 大型固定負債農家の救済策を確立するこ  
と。(岩手)

15 主要食糧の備蓄制度の確立をはかるこ  
と。(岩手)

16 魚価の安定策を確立すること。(岩手)

17 木材業の活性化対策をはかること。(岩  
手)

18 米の大型減反政策の中止と転作物補償を  
行うこと。(茨城)

19 地域林業振興法の早期制定を行うこと。  
(茨城)

20 農山林地域の振興対策事業の拡充をはか  
ること。(茨城)

21 畜産振興事業団の価格補償事業の拡充を  
はかること。(茨城)

22 築後川水系における土地改良事業の促進  
をはかること。(福岡、熊本)

23 農業基盤整備事業の促進をはかるとともに  
に個人負担を軽減すること。(福岡、埼玉)  
(福岡)

24 林業構造改善事業の促進をはかること。  
(福岡)

25 森林総合整備事業の拡充強化を行うこ  
と。(福岡)

26 水産資源の安定的供給対策の確立をはか  
ること。(福岡)

27 花き総合指導センターの整備促進をはか  
ること。(福島)

6 中小、下請企業の単価、支払条件の改善  
をはかること。(長野)

7 中小企業退職金共済制度の普及活動をは  
かること。特に加入促進をはかるため、共  
済制度加入を条件とした県単位による低利  
の融資制度を新設すること。(香川)

8 民間で実施している中小企業退職金共済  
制度などを調査し、法の遵守と、労働者負  
担をさせない指導を強化すること。(香川)

9 中小企業対策の強化のための振興育成予  
算を増額すること。(熊本、茨城)

10 石炭並びに石油及び石油代替エネルギー  
対策特別会計財源の安定的確保をおこなう  
こと。(福岡)

11 産炭地域振興対策の推進をおこなうこ  
と。(福岡)

12 テクノポリス建設構想の推進をおこなう  
こと。(福岡)

13 秩父長尾根丘陵の整備に努めること。(埼  
玉)

14 地場産業振興対策の充実をはかること。  
(埼玉)

15 茨城県水戸北部中核工業団地には公害の  
ない健全企業の立地促進をはかること。(茨  
城)

16 原子力発電行政の抜本的見直しをはかる  
こと。(福島)

5 原子力発電行政の抜本的見直しをはかる  
こと。(福島)

6 中小、下請企業の単価、支払条件の改善  
をはかること。(長野)

7 中小企業退職金共済制度の普及活動をは  
かること。特に加入促進をはかるため、共  
済制度加入を条件とした県単位による低利  
の融資制度を新設すること。(香川)

8 民間で実施している中小企業退職金共済  
制度などを調査し、法の遵守と、労働者負  
担をさせない指導を強化すること。(香川)

9 中小企業対策の強化のための振興育成予  
算を増額すること。(熊本、茨城)

10 石炭並びに石油及び石油代替エネルギー  
対策特別会計財源の安定的確保をおこなう  
こと。(福岡)

11 産炭地域振興対策の推進をおこなうこ  
と。(福岡)

12 テクノポリス建設構想の推進をおこなう  
こと。(福岡)

13 秩父長尾根丘陵の整備に努めること。(埼  
玉)

14 地場産業振興対策の充実をはかること。  
(埼玉)

15 茨城県水戸北部中核工業団地には公害の  
ない健全企業の立地促進をはかること。(茨  
城)

16 原子力発電行政の抜本的見直しをはかる  
こと。(福島)

17 日本社会党予算要求闘争推進本部長  
　　田辺　誠

　　佐藤　守良殿  
　　眞柄　栄吉

### 〔通商産業省関係〕

1 自然エネルギー研究機関を設置するこ  
と。(岩手)

2 鐘ヶ淵科学株式会社兵庫県高砂工場のP  
C Bの野づみは住民に不安をあたえている  
ので、ただちに安全処理をはかること。(兵  
庫)

3 自然エネルギーの積極的な活用を促進す  
ること。(栃木)

4 訪問通信割賦販売などの取り引き、先物  
取り引きの被害防止対策を強めること。(栃  
木)

5 原子力発電行政の抜本的見直しをはかる  
こと。(福島)

6 中小、下請企業の単価、支払条件の改善  
をはかること。(長野)

7 中小企業退職金共済制度の普及活動をは  
かること。特に加入促進をはかるため、共  
済制度加入を条件とした県単位による低利  
の融資制度を新設すること。(香川)

8 民間で実施している中小企業退職金共済  
制度などを調査し、法の遵守と、労働者負  
担をさせない指導を強化すること。(香川)

9 中小企業対策の強化のための振興育成予  
算を増額すること。(熊本、茨城)

10 石炭並びに石油及び石油代替エネルギー  
対策特別会計財源の安定的確保をおこなう  
こと。(福岡)

11 産炭地域振興対策の推進をおこなうこ  
と。(福岡)

12 テクノポリス建設構想の推進をおこなう  
こと。(福岡)

13 秩父長尾根丘陵の整備に努めること。(埼  
玉)

14 地場産業振興対策の充実をはかること。  
(埼玉)

15 茨城県水戸北部中核工業団地には公害の  
ない健全企業の立地促進をはかること。(茨  
城)

16 原子力発電行政の抜本的見直しをはかる  
こと。(福島)

17 日本社会党予算要求闘争推進本部長  
　　田辺　誠

日本社会党予算要求闘争推進本部長

田辺 誠

総評予算要求闘争推進本部長

真柄栄吉

通商産業大臣

村田敬次郎

殿

〔運輸省関係〕

- 1 地域の過疎化を促進し、国民の足を奪うこと。国鉄地方交通線の廃止や分割、民営化は止めること。国鉄岩泉線は存続させること。(東北本線石越駅の貨物取扱廃止は行わないこと。(岩手、宮城、長野、熊本、福島、福岡)
- 2 生活路線維持のため、地方バス、自治体バスに対して国庫補助を行うなど、行・財政措置をはかること。(岩手、長野、栃木ほか)
- 3 バス、タクシー、トラック事業に対する規制緩和は行わないこと。(長野、栃木)
- 4 東北新幹線、東北自動車道の騒音対策の強化をはかること。(岩手)
- 5 国鉄福知山線の複線電化、日豊本線複線化の早期完成をはかること。(兵庫、大分)
- 6 東北新幹線の東京駅始発を全面開業すること。(岩手)
- 7 二七通達の徹底をはかり、労働時間規制

をすること。(長野)

8 上越新幹線と地交線・在来線の円滑な接続をはかること。(新潟)

9 冬期間でも円滑な鉄道輸送が確保できるよう施策を講ずること。(新潟)

10 自治体による駅構内の施設管理に関する助成を行う。(新潟)

11 新潟東港の整備を図ること。(新潟)

12 鉄道沿線の危険箇所に対策を講ずること。

13 別府市を国際観光モデル地区に指定すること。(大分)

14 スパイクタイヤ使用禁止の法制化をはかること。(宮城)

15 整備新幹線の促進をはかるとともに、空港、港湾の整備を促進すること。(福岡)

16 国鉄埼京線大宮―宮原間の早期開業に努めること。(埼玉)

17 高速道路(地下鉄)の整備促進と私鉄各線の輸送力増強をはかること。(埼玉)

18 リニア・モーターカーによる高速交通システムの整備促進をはかること。(埼玉)

19 熊本空港国際線の強化をはかること。(熊本)

20 熊本港建設予算の増額をはかること。(熊本)

22 第二常盤線の建設促進をはかること。(茨城)

23 港湾建設事業国庫負担率の引上げを行うこと。(茨城)

24 一九八五年一一月一三日  
以上

日本社会党予算要求闘争推進本部長

田辺 誠

総評予算要求闘争推進本部長

真柄栄吉

〔労働省関係〕

- 1 年間労働時間二、〇〇〇時間を早期に達成すること。(岩手)
- 2 国・地方自治体など発注する所期事業について、失業者の優先雇用をはかるよう指導を強めること。(岩手)
- 3 大型連休の法制化をはかること。(兵庫)
- 4 解雇について係争中の者についての雇用関係を存続するよう法改正を行うこと。(兵庫)
- 5 高齢者、障害者の法定雇用率の達成と労働時間規制の維持助成を行うこと。(茨城)

働条件向上の推進をはかること。(栃木、茨城)

準法改悪反対。(長野)

6 六〇歳定年制の法制化を早期にはかるこ

と。労働者派遣事業法の厳正な運用をはかるこ

と。(長野)

7 男、女雇用格差の実態調査を行い、差別

勤労者福祉施設の建設促進をはかるこ

と。(福岡、埼玉)

8 撤廃のガイドラインを作成すること。(栃木)

労災病院の建設促進をはかること。(福岡)

9 パート労働者の労働条件の実態を明らか

にし、格差の是正を行うこと。(栃木)

10 中小企業の労・使関係の近代化を促進す

ること。(福岡)

11 失業対策事業就労者の六五歳線引き、七

〇歳首切りをしないこと。(佐賀、熊本)

12 中高年齢者の雇用確保と再就職の促進の

ために、国による就労事業の創設をはかり

職業紹介、職業訓練事業の強化をはかるこ

と。(佐賀、埼玉)

13 男、女雇用機会均等法は母性保護を前提

にして、婦人の雇用、労働の面で不平等を

なくすようにすること。(佐賀)

14 パート労働者保護のための法制度を確立

すること。(福島)

15 労働基準監督官の増員による労基法、最

賃法違反の根絶をはかること。(長野、埼玉)

16 男、女雇用機会均等法にともなう労働基

はかること。(福島)

2 国道2号線姫路バイパスの無料化をはかること。(兵庫)

3 国道一七三号線(猪名川~川西)の交通

量の緩和対策を講ずること。(兵庫)

4 公営住宅の建設にあたっては断熱構造化

を図ること。(栃木)

5 勤労者の住宅建設について新築・増築資

金貸付制度を拡充すること。(栃木)

6 防災計画策定にあたっては災害復旧危険箇所の総点検を行ない、河川整備、がけ崩れ地滑り防災工事を進めるなど危険箇所の早期解消を図ること。(福島、栃木、新潟)

7 災害予知・予防対策の予算を増額すること。(長野)

8 老人、身障者などの世帯に良質な住宅建設を進めること。(栃木)

9 公営住宅の入居基準を緩和し、地方自治体の裁量とすること。(福島)

10 千曲川上流ダム計画については白紙撤回すること。(長野)

11 流域下水道を見直し、市、町、村ごとの下水道事業を推進するとともに公共下水道

事業費の増額をはかること。(埼玉、福島、岩手、群馬)

12 盛岡都市公園整備の対策を講ずること。

13 北東北横断道及び盛岡西バイパスの建設

## 労 働 大 臣 山 口 敏 夫 殿

(建設省関係)

1 生活関連各種公共事業予算の大幅増額を

を行なうこと。（岩手）

14 盛岡市街地内国道4号線の交差点の改良

整備をはかること。（岩手）

15 河川流水占用料を徴収しないこと。（岩

手）

16 低平地域排水対策（公有水面対策を含む）

を講ずること。（佐賀）

17 九州横断自動車道、北大道路（国道10号

線バイパス）、大分外環状線の建設促進と東

九州縦貫自動車道の早期実現をはかるこ

と。（大分）

18 大分駅高架を早期に実現すること。（大

分）

19 住宅建設（新築、用地取得、購入、建て

替え、改築）に対する資金の利子補給、減

税等の施策を講ずること。とくに国産木材

使用による在来木造住宅に対しては施策を

強めること。（宮城）

20 公共住宅建設の際の地元業者の受注の適

正化と下請単価引き上げをはかること。（宮

城）

21 豪雪、山間へき地の冬期交通路の確保を

はかること。（新潟）

22 低所得層に対応する公営住宅建設の推進

をはかること。（群馬）

23 グム建設にともなう保障問題など、水特

法の改正をはかること。（群馬）

24 高速自動車道および幹線道路の建設促進

をはかること。（福岡）

25 国民体育大会関連事業の促進をはかるこ

と。（福岡）

26 街路事業費の増額をおこなうこと。（埼

玉）

27 土地区画整理事業の促進をはかること。

（埼玉）

28 都市公園の整備促進をはかること。（埼

玉）

29 那珂久慈流域下水道事業補助金の増額を

おこなうこと。（茨城）

30 筑波研究学園都市の周辺を含む整備の促

進をおこなうこと。（茨城）

31 首都圏中央連絡道の建設をおこなうこと。（茨城）

と。（茨城）

32 河川改修事業予算枠の拡大をおこなうこと。（茨城）

と。（茨城）

33 南九州西廻り自動車道の建設を進めるこ

と。（熊本）

34 九州縦断自動車道八代一人吉間の早期達

成につとめること。（熊本）

35 川辺川、竜門ダムの建設促進につとめること。（茨城）

と。（茨城）

36 茨城県を地震観測強化地域に指定すること。（茨城）

と。（茨城）

以上

日本社会党予算要求闘争推進本部長

田辺

誠

総評予算要求闘争推進本部長

真柄栄吉

建設大臣

木部佳昭殿

〔自治省関係〕

1 財源不足を理由とする国の負担を地方へ転嫁することはやめること。（群馬、栃木、埼玉、福島）

2 国と地方自治体との権限と財源配分のあり方について、抜本的な見なおしを行なうこと。（栃木、福島、新潟、埼玉）

3 自治省による強権的「地方行革大綱」作成指導はやめること。（長野、岩手、佐賀、群馬、茨城）

4 地方交付税率の引き下げはしないこと。（岩手、佐賀、新潟）

5 指紋押捺など機関委託事務を廃止すること。（福島、新潟）

6 都市再開発などの対象事業を積極的にくりだすため国庫補助負担金の導入をはかること。（栃木）

7 過疎、準過疎市町村への財源措置を強化すること。（福島、大分）

8 超過負担を完全に解消すること。（福島、熊本、茨城）

一九八五・一一・一三

9 高額補助率一律カットはやめること。（長野）

日本社会党予算要求闘争推進本部長

10 起債の許可制度について、自治体の意向が尊重されるよう改革をはかること。（福島）

田辺誠

総評予算要求闘争推進本部長

11 自治省をはじめ各省庁からの自治体への天下人事は人事管理や定員管理の上からも問題であり、廃止すること。（佐賀）

12 機関委託事務の代執行制度は廃止すること。（新潟、埼玉）

自治大臣  
古屋亨殿

真柄栄吉

13 国家公務員、地方公務員の週休二日制を早期に実現すること。（長野）

14 情報公開条例の制定について指導を強めること。（群馬）

### 資料

一九八五・一一

## 生協運動の意義と当面の対策（第一次案）

日本社会党中央本部生協問題小委員会

もまた賀川氏によるものであつた。

1 生協の現況

日本の生活協同組合（生協）は、社会党の先駆者・賀川豊彦氏らによつて基礎が築かれ、

さらに一九四八年に制定された「消費生活協同組合法」に基づいて、一九五一年に設立された「日本生活協同組合連合会」（日本生協連）

以上

17 地方交付税法に定める現行三二%の税率を四〇%に引上げること。（熊本）

18 国費職員（社会保険職員）の身分を速やかに県に移管すること。（熊本）

19 住民税、所得税の減税に伴う財源補充をおこなうこと。（茨城）

戦後の生協再建の当時は、深刻な食糧危機と激しいインフレーションにみまわれ、また、労働争議、農民争議の続発など民主化を要求する大衆運動の高揚のなかにあつて、生協運動もまた発展した。

一九四八年、第三回党大会を迎えた社会党

は、その大会で、「生協を労働組合の生活基地」「社会民主主義による計画経済の基礎」として位置づけ、生協法対策と生協による流通秩序の確立をはかるという主旨の方針を決定し、生協法制定に大きな力を果した。

こうして、「欧米に比べ日本の民主主義の形成は浅く、日本に生協は育たない」との指摘を受けながらも、戦後生協は出発し、今日では飛躍的な発展を遂げている。

現在、四三都道府県に連合会を擁し、六四九生協を組織し、その組合員はここ数年間、対前年度比で概ね一〇%という高率の増加を示し、八四年度で九二八万世帯に達している。購買生協の事業の大さきを示す商品供給高は、この組合員数の伸び率に比例して増加し、現在一兆五三二〇億円となつた。とりわけ七三年の第一次オイルショック後の狂乱インフレは、国民に強い生活防衛意識を持たせたこともあって、低廉な価格と商品の安定供給をめざす生協に対する消費者の期待が高まり、その結果、生協を飛躍的に発展させたものと思われる。

医療生協を含めた生協の総事業高は、一九七三年には三、五九二億円であったが、一〇年後の八三年には一兆五、一三一億円と、五倍弱の伸びを示し、組合員数も三九八万人から八五〇万人へと二倍強と増加している。しかし、これらの数字は、生協それ自体の

発展の度合と大きさを示すものであつても、日本の全小売商品の流通に対する生協の商品供給の大きさや、小売業界における生協の位置を示すものではない。

一九八四年度の小売総額におけるシェア（市場占有率）は、スーパーが一九・四%、百貨店が九・五%、小売店が六九・三%であり、生協のそれはわずかに一・六%にとどまつている。

また、生協運動の先進国フィンランドの生協のシェア三〇%（八一年）をはじめとして、スウェーデンの一八・一%（七九年）、スイスの一二%（八二年）などにはるかに及ばない。これらの比較をみると、小売業全体からみた日本の生協の位置は低く、大手スーパーの市場支配による競合に対して、十分な対抗力があるとは言い難い。

## 2 生協の組織と機能

生協の小売業におけるシェアの低水準と市場競争力の脆弱さにもかかわらず、社会党が生協運動を重視する点は次のとおりである。

### (一) 組合員の自発性にもとづく生協運動

生協は、個々の組合員が自発的に「出資し」「利用し」「運営する」組織である。これは、生協への大衆参加と民主的運営を定めた「ロツヂデイール原則」によつている。この「運営原則」は、一九六六年の国際協同組合同盟

（I C A）第二三回大会で、①加入・脱退の自由、②民主的運営、③出資金に対する配当の制限、④利用高に応ずる剰余金の分配、⑤教育活動の重視、⑥協同組合間の協同——に整理され、今日の「協同組合原則」として確立した。

高度成長期の終焉とともに、消費生活の場における重要な課題は、生活の「量」から「質」の転換を求める消費者の期待（ニーズ）にどう応えられるか、であろう。

生協組合員は自発的・民主的な「運営原則」を通じて、生協に「生活の質」を反映させようし、その結果、自らの生活の質の向上を果す可能性をもつていている。

### (二) 商品の市場価格への規制力

生協は、商業利潤を追求する営利団体ではなく、むしろ流通段階の商業利潤を奪還し、それを組合員に等しく分配しようとする団体である。さらに、勤労国民が資本主義社会にあつて自らの生活を守り、将来にわたつて向上させようとする組織である。

従つて、中間小売段階での中間利潤部分を排除することによつて、価格の低下をはかるうとするものであり、さらに、協同購入は、大量の購入を前提とする限り、あるいは流通手段の共同化などによつて、運搬費、広告費

その他の中間流通コストの縮減をはかることが可能である。こうして、低廉な生協商品の価格は競合関係にある生活必需物資の小売価格を規制している。

最も典型的な商品は、共同購入による灯油価格である。生協は、灯油需要期に向けて、毎年、石油元売り会社と交渉し、灯油価格の設定を行つており、その地域の小売店灯油価格は、この生協価格との見合でしか決定できないのが実態である。この実例が示すように、生協価格がその地域全体の灯油の市場小売価格を規制している。

このことがまた、生協の社会的影響力として、組合員に自信と勇気を与え、ひいては生協の結集力の強さとなつて表われている。

### (三) 商品の質への信頼性

今日、消費者は情報過多とも思われる「情報化社会」にありながら、その実「情報の貧困」のなかに置かれている。有害商品や欠陥商品の犯濫するなかで、消費者のための商品選択の幅は極めて狭られており、その結果生産者の提供する情報に左右されているのが実情である。

一般小売業の側からすれば、労働者を雇用し、店舗を持ち、借入れを行ふことによつて、人件費、設備費、資本費等々、絶えず利益率を圧迫する要因をかかえている。それでもなお、その事業体を維持し確立をはからうとす

れば、商品の販売を経常的に継続することはもちろん、利益率の高い商品をより多く扱うか、大々的な宣伝に支えられた商品の販売に重点をおこかなど、商品の選択を生産者から与えられた範囲に限らなければならない。まさに消費者の商品に対する要求とは無関係なところで商品の供給がおこなわれている。

生協は、自発的、民主的な運営によつて、組合員のより高い商品の質を求める期待を、生協に反映させることができる組織である。組合員の共同して行う商品の審査機能は、有害商品、欠陥商品を排除することができ、また生産段階に介入することによつてより高い品質の商品を求めることが可能である。また、商品知識に関する世論喚起によつても生産者側を規制し、商品品質の一定の水準を確保しうる。

こうして、商品の選択権を消費者が握ることを可能にするとともに、より安全で良質な商品を、組合員が享受することによつて、生協の機能に確信をもつことができるし、また生産者への規制力を發揮することで、消費者が社会的な存在であることの意識の自覚をもつことができる。

## （一）生協規制の経過と内容

### 3 生協規制

昨年から自民党商工部会の小売商業問題小

委員会による、生協の出店問題をはじめ生協運動の拡大・発展に対し、規制の強化をはからうとする動きが活発化している。

○団体で構成する大店法改正等全国小売商推進会議（全推会議）は、本年五月「生協活動規制強化全国小売緊急代表者大会」を開き「中小小売業者は業態を超えて大同団結し、規制強化に立ちあがらなければならない」と強調し、①生協店舗を大規模小売店舗法（大店法）の規制対象に加える、②決算書類等の公開を徹底する、③法人税等税制上の優遇措置を撤廃する、④生協店舗の出店抑制、員外利用禁止等の徹底をはかる——の決議を採択した。

これら小売商団体の要請を受けた形で、自民党商工部会の小売商業問題小委員会は、組合員二万人以上の特定地域生活協同組合を小売業を営む者とみなして、その店舗新增税をスーパー、百貨店と同じく大店法による出店規制の対象とすることを骨子とした法案（大店法の一部改正法案）を議員立法として第一〇二国会に提出することを決定した。

しかし、生協規制については、すべての小売商団体が足並みを揃えていたわけではない。大型間接税導入の反対で大同団結を求める全日本小売商団体連盟は「大店法と生協規制の問題は、大企業団体、消費者団体との対立を決定的なものにする」と、先の全推

会議に批判的な見解を示している。

そればかりか、自民党商工部会の小委員会案には、自民党社会部会さえ、①法規制する前に行政指導を徹底させるべきだ、②地元中小小売商とトラブルを起すケースは生協だけとは限らない——などとして難色を示した。

結局、生協規制を骨子とした大店法改正法案は、国会に提出されず、自民党商工部会と社会部会の調整に委ねられることとなつた。そして一〇月三〇日にこの調整機関である自民党的生協に関する特別委員会は、大店法改正を諦め、大店法に見合った出店調整規定等を生協法に盛り込むために、生協法の改正案をまとめる決議を決定した。しかし、まだ流動的である。

しかし、この自民党商工部会小委員会の大店法一部改正法案や特別委員会の決議は、それが自体生協の基礎理念や生協法に抵触する重要な問題を含んでいるのであるが、大店法一部改正法案作成に至る経過の中で、生協の出店問題をはじめ員外利用、出資金、剩余金処分、政治活動、ディスクロージャー（決算書類等の公開）等々、生協規制に焦点をあてた検討を行なつており、それだけに生協規制の厳しさと根の深さを物語ついている。

## (二) 生協規制の誤りと問題点

当面断念したとはいへ、自民党商工部会小

委員会の生協規制を骨子とした「大店法の一部改正法案」には、いくつかの重大な誤りと問題点が含まれているので、改めてその誤りと問題点を指摘し、併せて生協に関する社会党の考え方を明らかにする。

第一に、非営利事業の生協を、営利を目的とする小売業とみなすことである。

生協は組合員の出資、利用、運営参加の原則に基づいて、自主的に活動を行なう非営利の組織である。その活動は、八三年八月に政府自ら閣議決定した「一九八〇年代経済社会の指針と展望」や同年一二月の「八〇年代流通ビジョン」のなかでも高く評価をされ、そのためにも「消費生活協同組合等の消費者団体等による消費者の自主的な組織活動の助長」をすべきことが述べられている。これらは、生協が自主性・公共性・非営利性の消費者運動としての「組織体」であることを前提としている。

従つて、営利を目的とする小売業とみなすことは、生協の理念はもとより、運動の実態に照らして誤りだといわざるをえない。

第二には、生協を大店法で規制しようとしていることである。

生協法は、生協の非営利を明文化しており、従つて商調法でも生協が「業を営む」ものではなく、「業を行うもの」として区分している。

また、これらを根拠として、生協は「大店法」

から適用除外となつていて、従つて生協を「大店法」で規制することには、論理的に無理がある。

そればかりではない。大店法は、利潤追求の目的をもつて物品販売等を営む「大規模小売店舗における小売業の事業活動を調整する」ことを目的としている。いわば、大手流通業の営利本位の活動を規制しようとするものである。この商業調整を目的とする大店法の枠の中に、生協の基本問題を組み入れることは、生協法等基本法以外の法律で生協を規定することを意味しており、明らかに生協法に抵触し、法体系を根底から崩すものである。

第三には、組合員二万人以上の生協を規制の対象とすることの是非である。

非営利法人で、しかも消費者運動の地域センター的機能を有する生協を「数の概念」で差別をする理由は、まったく見あたらない。

消費者のための商品選択と品質の向上、商品価格の水準設定という生協の社会的機能を考えるならば、しかもその機能を政府自ら推奨しながら、二万人の上限を設定することは、反社会的で矛盾に満ちた施策である。にもかかわらず、何故、理由なき「二万人」の線引きが法案に盛り込まれたのか。これは、自民党の政治基盤と深く関わっている。

もともと、自民党商工部会で生協規制が取り沙汰された時、最も頭を痛めた課題は、農

協、漁協をどうやつて生協規制の外に置くか  
ということであった。

生協はもとより、農協、漁協などの協同組合は、設立の理念や、組織の形態と機能が同根であり、そのため、それぞれの法律には同様な義務と権利、制約と優遇が規定されている。従つて、生協を規制することは、同時に農協や漁協を規制することになる。そこで自民党は、農協・漁協には、「二万人以上の組合員が存在しないことに着目して、「二万人以上の組合員数」で線引きすることによって、農協・漁協を生協規制の対象から外そうとしたものである。消費者にとって「理由なき線引き」は、実は自民党にとっての「政治的な線引き」なのである。これが「二万人」の線引きを容認できない理由である。

以上の「大店法一部改正法案」にみる生協規制の主要な問題点の他に、さらに「員外利用」についてふれておかなければならない。生協は組合員の出資・利用・運営による主旨的組織であるから、生協法上、組合員以外の利用は原則禁止されている。いわゆる「員外利用」の禁止条項である。

一九八四年生協法制定当時、社会党は員外利用は認めるべきであると強く主張した。また、法制定以後、度重なる生協規制の動きのなかでも、同様な主張を絶えず行つてきた。しかし、現に今日の生協法で「員外利用」

が禁止されている以上、これは遵守されなければならない。

一九八二年四月、各都道府県知事に宛てた厚生省社会局長通達（社生第六二号）でも、  
①員外利用ができない旨を店頭等に明示又は店内放送で知らせる。②適宜組合員証等の提示を求める。③員外利用を誘発するような宣伝、広告は行わない、等々の指導がなされていて、

いる。

もちろん生協側でも員外利用だけでなく、

出店等の自主規制をすでに実行なっている。厚生省社会局長通達に関しては、同一日付で日本生協連の「自主基準」が全国の生協県連を通じて各生協に流されている。員外利用につい

てのこの内容は、①組合員利用の徹底をはかるため、店頭掲示及び店内放送を実施するほか、適宜、組合員証を活用する運営とする、  
②組合員への広報・宣伝は組織的に日常活動を通じて行う、③チラシの新聞折り込み等組織配布以外の場合は、「組合員のためのニュース」を明示する、等々である。

これらの自主基準は当然のことながら、周知徹底されなければならない。

社会党は、商品市場における無秩序な商品供給のあり方、不安定な価格と安全を無視した品質等々に批判を加え、また地域小売市場に一定の規制力を働かせることによつて、商品価格と品質に消費者のための水準を設定させるために、これまで生協の規制に反対し、生協の育成強化の施策と運動を進めてきた。

あるいはまた、これらの施策と運動を通じて、直接的には消費生活の向上をはかり、さらには自立した消費者の一人ひとりが、生活の質や生活のありかたを見直すことを呼び掛けってきた。

生協活動を通じて商品社会や地域社会と関

せ、事業を摩擦なく、円滑に進めるため、の現実的なものである。

こうした状況からみて、生協が同じ協同組合としての便益を受けることは、むしろ当然でなければならない。

しかも、「利用して加入するか」「加入して利用するか」は、生協に絶えず問われる問題であるが、消費者の日常的な行為としては、「利用し」「納得し」「加入する」この方が自然ではないだろうか。

員外利用は、加入の予備段階として、ある程度の制限はあっても、認められるべきである。

#### 4 社会党の今後の取り組み

社会党は、商品市場における無秩序な商品

供給のあり方、不安定な価格と安全を無視し

た品質等々に批判を加え、また地域小売市場

に一定の規制力を働かせることによつて、商

品価格と品質に消費者のための水準を設定さ

せるために、これまで生協の規制に反対し、

生協の育成強化の施策と運動を進めてきた。

あるいはまた、これらの施策と運動を通じ

て、直接的には消費生活の向上をはかり、さ

らには自立した消費者の一人ひとりが、生活

の質や生活のありかたを見直すことを呼び掛けってきた。

わることは、消費者の社会的参加、政治的参加を促すとともに、なによりも地域民主主義の芽を生み出すものである。

とりわけ、今日の社会・経済の枠組を決定する保守政治が、自治会、町内会、P.T.Aなどの行政の末端機構を有効に活用して保守支配を貫こうとしている状況にあっては、この保守支配をはねかえす力としての草の根民主主義の運動を広範に起す必要がある。生協は、これらの運動の有効な一翼である。

社会党は、生協を以上のように位置づけ、一九八五年六月四日、石橋委員長が日本生協連・中林会長（当時）と会談を行い、わが国の平和と国民生活の充実のため、お互いの友好協力関係を一層強めることや、当面、①反核・軍縮を中心に広範な護憲・平和の運動をすすめること、②自主、相互協同の原則につき協同組合を育成し、その運動を促進すること、③生協の意義と社会的役割にかんがみ、生協を営利事業として規制することに反対すること——の三点を確認した。

今後、社会党は次の事を取り組む。

一、生協規制に反対し、価格等社会的対抗力を持つた生協の強化をはかる。  
一、国際協同組合同盟（I.C.A）で確認された「協同組合原則」にのつとつた生協の育成をめざす。

一、組合員の組織化のための経過措置として

認められる程度の員外利用を認めさせるよう要求する。

一、生協出店に関しては、地元小売業者と充分話し合い、合意形成の上で進められるよう協力する。

### 生協規制に対する社会党の見解

1 自民党的生協規制の動きに対して、わが党は重大な関心を持つていて。

2 生協の基本理念を逸脱したり、消費者の自主的活動を抑制するような生協規制には反対である。

3 小売業界の伸び悩みの原因を、小売市場のシェアが僅か1.6%の生協に向ける必然性はないと考える。

8 社会党は、消費生活の向上をめざし、さらには自立した消費者の一人ひとりが、生活の質やあり方を見直すことを呼びかけていく。

7 しかし、生協に対しては、社会的意義の大きさを自覚し自主規制の強化をはかること、とりわけ出店に関しては地元小売業者との充分な話し合いと納得の上で行なうことを要請する。

4 生協は非営利企業であり、スーパーや百貨店と同一視することはもちろんのこと、二万人以上の組合員の生協を対象にするなどの数の論理で区別することは生協法になじまない。

5 公益法人たる生協は、生協法や独禁法、税制など相互に関連しあう法体系で位置づけられている。従って、そのひとつを変更することは生協の基本にふれることであり、姑息な改正はすべきではない。

6 社会党は、生協が公害食品の排除や灯油の独自価格設定などにみられるように、地

域小売市場に一定の規制力を働かせることによって、商品価格と品質に消費者のための水準を形成してきたことを高く評価するとともに、今後も生協の育成・強化をはかる。

# すこやかに老いを迎えるまちづくり その第一歩にむけた提案（案）

## 高齢化対策運動推進委員会 社会保障政策委員会

### (一) 基本的な理念

- ① 物理的にも精神的にも、分離・隔離せず、みんなといっしょのあたりまえの生活ができるようにする。
- ② 所得のランクや障害の種類・程度を限定して固定的に「措置」する現状を改め、施設及びサービスは、いつだれでも利用できるようにする。
- ③ 施設及びサービスの運営は、企業、行政、専門家に依存するのではなく、利用者による自治を基盤として、自発的な活動によって進める。

### (二) 「推進チーム」の活用

- ① 党中央が、全国高退連をはじめ関係団体
- ② 「推進チーム」の派遣は、都道府県・市町村いずれのレベルでも、要請に応えられるようになることをめざし、当面、数ヵ所モデル的にとりくむこととする。
- ③ 調査の主要な課題及び対象は、地元迎え

入れ制のイニシアチブで決ることとする。

〈注〉たとえば、高齢者に関する次のような課題と対象が考えられる。

- (1) 高齢者雇用—シルバー人材センター
- (2) 老人保健医療—老人病院（棟）
- (3) 市街計画—売却予定国有地
- (4) 都市計画—貸し菜園、スポーツ施設
- (5) 余暇利用—貸し菜園、スポーツ施設
- (6) その他

### (三) 地元迎え

や学識経験者と提携して「すこやかに老いを迎えるまちづくり推進チーム」（仮称）を設け、これが現地を訪れて、高齢化にむけた地域政策の形成と住民運動の活性化に立ちつよう活動する。

〈注〉これを準備する党中央の主要機関は、以下の通り。

- (1) 高齢化対策運動推進委員会
- (2) 社会保障政策委員会
- (3) 社会保障・福祉各界懇談会
- (4) その他

### (四) 推進チーム

地域政策及び運動の進め方に關する方針原案を作成し、これを叩き台として現地討論集会を開催したうえで解散する。

〈注〉地元側は、この集会において、恒常的なまちづくり推進組織の発足を提起し、確認されるように進める。まちづくり推進組織の一形態として提起したのが、次項(三)の生活情報センターである。

### (五) 生活情報センターの組織化

- ① 高齢者やハンディキャップをもつ者の生

活に重点を置いた総合的な情報サービスセ

ンターを、住民運動として組織する。

② 生活情報センターのねらいは、

(1) タテ割り行政の弊害によつて、利用者

をタライ回しにする傾向をもつ公的サー

ビスの現状を克服すること。

(2) 行政や専門家による人権侵害に対する苦情や告発を受けとめ、自治体議員などの活動によつて、問題を解決すること。

(3) 生活情報センターの中心には、高齢者やハンディキャップをもつ者、自治体議員、自治体労働者、弁護士その他の専門家から成るチームが核となる。

(4) 前述「推進チーム」の活動は、生活情報センターを住民運動として形成する必要について合意することを一つの獲得目標としてとりくむ。

お詫びと訂正（二三〇号中）

頁段行誤

占用料正

33 27 1 2 18 占有料

民主を養う 民主主義の

日本共産党東京都委員会  
書記長：山口義則

又解説

六月四日、文部省は下記の如き

文部省は、本年六月四日付で、

## 編集後記

いま東京では山茶花の花が咲いています。個人の好みもあると思いますが、朝の散歩で垣根ごしにみる山茶花の花は、美しく、あくまでも清廉です。

ところでジュネーブはすでに冬であり、日中でも五、六度ぐらいだということです。このジュネーブに、いま全世界の熱い目が注がれています。米ソ首脳会談が開かれており、実に六年ぶりの会談です。

マス・コミは、両首脳の「スマイル」ではじまつた会談とか、米ソ関係の「新しい出発点」になる会談だと、いろいろ報道しています。

この本が読者の手もとに届くころは、とうにその結果がでていることですが、私たちも是非大きな成果をあげてもらいたいと期待しております。

ただここで言つておきたいことは、米ソ間で話し合いがまとまれば、それですべてが良いというわけにはゆかないということです。

私たちがもとめているのは、この米ソ首脳会談で具体的に核軍縮が進められ、SDI（スター・ウォーズ計画）や宇宙の軍事化をとり止めの展望をきりひらいてゆくことです。いずれにしても、米ソ首脳会談が開かれ、

核軍縮について論議されるということは、その前途に多くの困難や曲折があるにしても、

世界はようやく今までの冷戦と対立、軍拡から軍縮と緊張緩和の方向にむかう兆しを見せていると言つてもよいのではないでしょか。

それにもしても不可思議なことは、このようなかで、中曾根内閣が依然として冷戦と対立の構造にとらわれた軍拡の政策——軍事大国と新国家主義への道——を押し進めていることです。このような姿勢が世界の大きな流れ逆行していることは明らかです。

中曾根総理はよく口をひらけば「核軍縮をすすめる」というようなことを言いますが、軍拡をすすめながら、軍縮をおこなうことなどできる筈がありません。このようなゴマ化しをいつまでも許しておくわけにはゆきません。

戦後四十年、被爆四十年と言われた今年も間もなく去ろうとしていますが、ジュネーブの米ソ首脳会談への期待とともに、いま日本国民は核廃絶への新しい決意がもとめられていると思います。

(T)

政策資料編集委員会  
委員長 嶋崎 謙  
編集委員

野坂浩賢 竹田四郎 安永英雄 大木正吾 久保亘 濑尾忠博 小林高摩三 佐間田勝美 館林千里 片山甚市 渡辺三郎

岡田利春 佐藤觀樹 森井忠良 清水勇 藤田高敏 矢田部理 浜本万三 岩垂寿喜男 船橋成幸 沖崎利夫 渡辺博

兼事務局長  
会計監査

「政策資料」購読料のお知らせ

定価 一部 300円

送料 一部 50円

年間購読料 四二〇〇円（前納）

ご送金は左記へお願いいたします。

郵便振替 東京8-80821

又は

大和銀行 衆議院支店

普通 2038888

日本社会党政策審議会



昭和50年10月9日第三種郵便物認可

1985年12月1日発行

政策資料第231号

毎月1回1日発行

---

編集人 政策資料編集委員会

発行人 島崎譲

発行 日本社会党政策審議会

〒100

東京都千代田区永田町2-2 衆議院第一議員会館  
電話 東京03(581)5111 内線3880~4

**定価300円 (送料 50円)**

---